

5月12日

事務連絡
令和5年4月7日

一般社団法人日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

治療用装具の療養費支給基準について

標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局保険主管課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0407第1号
令和5年4月7日

地方厚生（支）局保険主管課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

治療用装具の療養費支給基準について

標記については、昭和36年7月24日付保発第54号通知により運用されているところであるが、今般、同通知中記1により療養費支給基準とされている障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)の一部について、令和5年3月31日付け厚生労働省告示第140号をもって改正された(別添参照)ので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

また、料金の算定方法については、当該都道府県の障害福祉主管課(部)等との連携をとりつつ、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

障発0331第1号
令和5年3月31日

各 都道府県知事
市 区 町 村 長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第140号）により別添のとおり改正され、令和5年4月1日から適用されることとなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内身体障害者更生相談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）について、補装具費の基準額に係る実態調査の結果や関係団体へのヒアリング調査の結果等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 別表 1 購入基準の改正

①殻構造義肢

- ・ウ 基本価格の（注）に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

②骨格構造義肢

- ・ウ 基本価格の（注）に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

③その他

- ・重度障害者用意思伝達装置の付属品の記載内容について、「プリンタ」を「プリンタ（必要に応じて）」に改正する。
- ・重度障害者用意思伝達装置の備考の記載内容について、「プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた価格とすること。」を追加し、「プリンタとして構成されたもの。」を「プリンタ（必要に応じて）により構成されたものであること。」に改正する。

(2) 別表 2 借受け基準の改正

- ・（2）他の重度障害者用意思伝達装置の付属品の記載内容について、「プリンタ」を「プリンタ（必要に応じて）」に改正する。
- ・（2）他の重度障害者用意思伝達装置の備考の記載内容について、「プリンタを必要としない場合は、370円減じた価格とすること。」を追加し、「プリンタが、一体的なシステムとして構成されたものであること。」を「プリンタ（必要に応じて）により構成されたものであること。」に改正する。

(3) 別表 3 修理基準の改正

①殻構造義肢

- ・ア ソケットの交換の（ア） 基本価格及び複製価格の（注）に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

②骨格構造義肢

- ・ア ソケットの交換の（ア） 基本価格及び複製価格の（注）に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

③装具

- ・才 その他の交換・修理の足底裏革交換又は足底ゴム交換の備考に「単なる剥離に対する再接着修理は交換とは認められない。((注)4)」を追加し、(注)に「4 裏革に劣化等のない、単なる剥離に対する再接着修理は、1の(3)のエに掲げる価格を修理価格とすること。なお、剥離については、新規製作及び修理から9ヶ月以内は接着不良としての修理を認めないこと。」を追加する。等

(4) その他

- ・所要の改正を行う。

3 運用上の留意事項

補装具製作事業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。

○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

平成18年9月29日
厚生労働省告示第528号

[一部改正]

第1次改正	平成19年6月29日厚生労働省告示第231号
第2次改正	平成20年3月31日厚生労働省告示第147号
第3次改正	平成21年3月31日厚生労働省告示第209号
第4次改正	平成22年3月31日厚生労働省告示第124号
第5次改正	平成24年3月30日厚生労働省告示第277号
第6次改正	平成25年1月18日厚生労働省告示第6号
第7次改正	平成26年3月31日厚生労働省告示第161号
第8次改正	平成27年3月31日厚生労働省告示第202号
第9次改正	平成30年3月23日厚生労働省告示第121号
第10次改正	令和元年9月2日厚生労働省告示第100号
第11次改正	令和2年3月31日厚生労働省告示第157号
第12次改正	令和3年3月31日厚生労働省告示第145号
第13次改正	令和4年3月31日厚生労働省告示第129号
第14次改正	令和5年3月31日厚生労働省告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第25項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第5項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第76条第3項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、購入又は修理をするものであって、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第76条第2項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の100分の106に相当する額とする。ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の100分の110に相当する額とする。

- 一 別表の1の(5)の眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入
 - 二 別表の1の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入
 - 三 別表の3の(5)の視覚障害者安全つえの項中マグネット付き石突交換
 - 四 別表の3の(5)の眼鏡の項中枠交換（遮光用及び弱視用に係るもの）を除く。
)
 - 五 別表の3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換（遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るもの）を除く。）
 - 六 別表の3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用A Cアダプタ交換及びイヤホン交換
 - 七 別表の3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換、クッション（ゲルとウレタンフォームの組合わせのもの）交換、クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換、クッション（特殊な空気室構造のもの）交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換、クッションカバー（防水加工を施したもの）交換、枕（オーダー）交換、リフレクタ（反射器一夜光反射板）交換、テーブル交換、スパークカバー交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ（雨よけ）部品交換
 - 八 別表の3の(5)の電動車椅子の項中枕（オーダー）交換、バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るもの）を含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換、レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換、日よけ（雨よけ）部品交換、リフレクタ（反射器一夜光反射板）交換及びテーブル交換
 - 九 別表の3の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換
 - 十 別表の3の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帶電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換
 - 十一 別表の3の(5)の人工内耳の項中人工内耳用音声信号処理装置修理
- 5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第3項又は前項の費用の額の基準は、前2項の規定にかかわらず、それぞれ第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とする。

前文（抄）（平成19年6月29日厚生労働省告示第231号）

平成19年7月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入等に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入等に要する費用の額の算定に当たって

は、なお従前の例による。

前文（抄）（平成20年3月31日厚生労働省告示第147号）
平成20年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成21年3月31日厚生労働省告示第209号）
平成21年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成22年3月31日厚生労働省告示第124号）
平成22年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成24年3月30日厚生労働省告示第277号）
平成24年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成25年1月15日厚生労働省告示第6号）
平成25年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成26年3月31日厚生労働省告示第161号）
平成26年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成27年3月31日厚生労働省告示第202号）
平成27年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成30年3月23日厚生労働省告示第121号）
平成30年4月1日から適用する。

前文（抄）（令和元年9月2日厚生労働省告示第100号）
令和元年10月1日から適用する。

前文（抄）（令和2年3月31日厚生労働省告示第157号）
令和2年4月1日から適用する。

前文（抄）（令和3年3月31日厚生労働省告示第145号）
令和3年4月1日から適用する。

前文（抄）（令和4年3月31日厚生労働省告示第129号）
令和4年4月1日から適用する。

前文（抄）（令和5年3月31日厚生労働省告示第140号）
令和5年4月1日から適用する。

別表

1 購入基準

(1) 義肢 — 構造義肢

名 称	型 式	使 用 材 料・部 品 及 び 工 作 法	価 格	備 考
上腕義手	装 飾 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有效地に伝えなければならないこと。</p> <p>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないよう留意すること。</p>	イの探型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	作 業 用	<p>ソケット及び支持部の工作中に際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。</p> <p>その他は装飾用と同じ。</p>		
能 动 式	ハ ン ド 型 手 部 付	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。</p> <p>コントロールケーブル（伝導索）は、可挠性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単纜維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。</p> <p>肩吊りバンドは、肘縦手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。</p> <p>肘縦手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。</p>		
	フ ハ イ ブ ル ト プ リ ン ク フ ジ ト メ ー テ ン フ ジ ト メ ー テ ン	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。		

電 動 式		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</p> <p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具や縦手を制御するものであること。</p>
肩 痛 手	装 飾 用	<p>肩縦手は、可動式外転式、屈曲一伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。</p> <p>ハーネス（胸郭帶）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。</p> <p>その他は上腕義手装飾用と同じ。</p>
	作 業 用	<p>肩縦手は、必要に応じ固定できること。</p> <p>その他は上腕義手作業用と同じ。</p>
能 动 式 普 通 用	ハ 手 ン ド 部 付 型	<p>肩縦手は、装飾用と同じ。</p> <p>コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩縦手が動かぬようにすること。</p> <p>外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。</p> <p>その他は上腕義手能動式と同じ。</p>
	フ 手 ン ド 部 付 型	<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>
能 动 式 肩 甲 鎖 骨 切 除 用	ハ 手 ン ド 部 付 型	<p>ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。</p> <p>肩吊りバンドの工作中に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。</p> <p>その他は能動式普通用と同じ。</p>
	フ 手 ン ド 部 付 型	<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>

	型	
肘 義 手	電 動 式	上腕義手電動式と同じ。
	裝 飾 用	上腕義手裝飾用と同じ。
	作 業 用	幹部は、作業種目を考慮したものとすること。 その他は上腕義手作業用と同じ。
	能 動 式	上腕義手能動式と同じ。
	電 動 式	上腕義手電動式と同じ。
前腕義手	裝 飾 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有效地に伝えるよう注意すること。</p> <p>切断面に回旋能力が残っていない場合には、手離手部で回旋できることが必要であること。</p>
	作 業 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>必要に応じて上腕カフ（綿革）にハーネスを付けること。</p> <p>ソケット、支持部及び肘経手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。</p>
	能 動 式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、探型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ・ 中断端用には、肘の屈曲 — 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135° の屈曲を妨げることのないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構

	中 フ 断 シ 端 ク 用 型	造とし、屈曲時に断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 コントロールケーブルは、可挠性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン单纖維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。
	短 ハ 断 シ 端 ド 用 型	肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。
	電 動 式	上腕義手電動式と同じ。
手 義 手	裝 飾 用	前腕義手裝飾用と同じ
	作 業 用	前腕義手作業用と同じ。
	能 動 式	前腕義手能動式長断端用と同じ。
	電 動 式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</p> <p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具を制御するものであること。</p>
手部義手	裝 飾 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>手袋型とすること。</p>
	作 業 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>手部又は前腕部に固定できるようにすること。</p> <p>手部には、作業に必要な装置を付けること。</p>
	電 動 式	手義手電動式と同じ。
手指義手	裝 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す

		すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。		
	作業用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 指部は、作業に適するよう形成すること。		
股義足	常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強棒を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 運動部分の離手については、防音と減摩に十分留意すること。	大腿短断端を含む。	
	カナダ式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。 歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。 両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。		
	作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。		
大腿義足	常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとする		差込吸着式を含む。
		こと。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。		
	吸着式常用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と脛度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。 義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。 膝離手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。 断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帶）を用いてもよいこと。 S A C H足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。 断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気室を設けてもよいこと。		
	作業用	耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。 その他は常用と同じ。		
	膝義足	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットの適合には緻密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。 ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。 下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。		

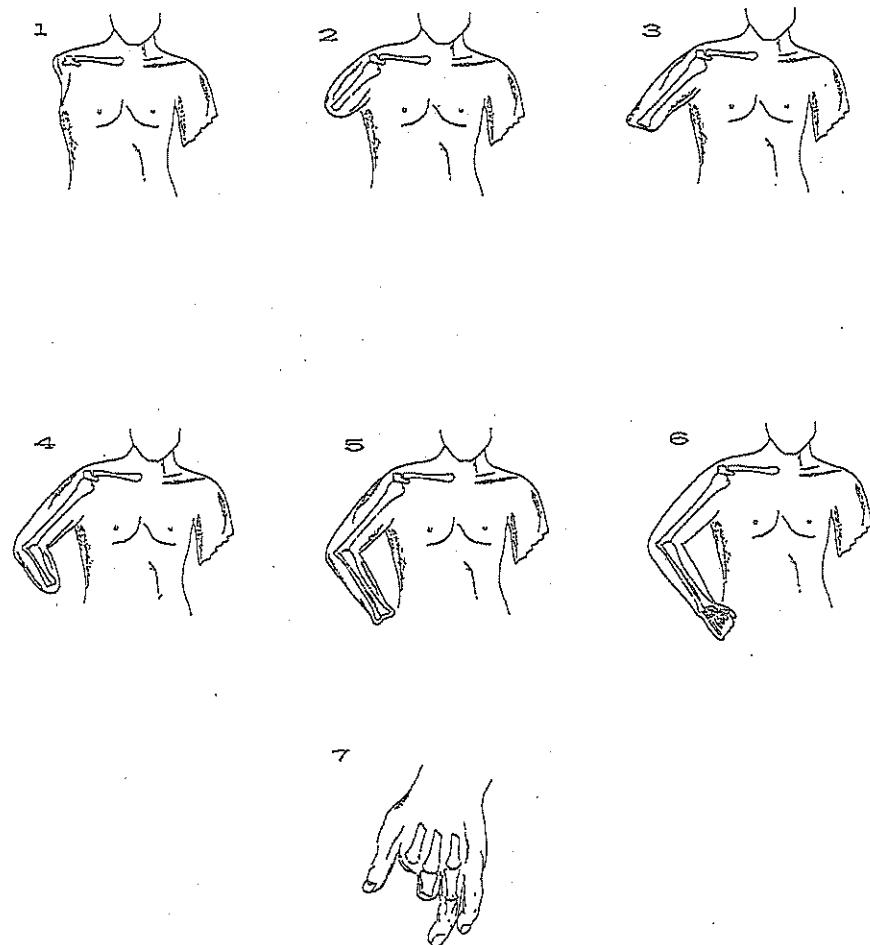
		<p>膝絆手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</p> <p>膝絆手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。</p>		
	作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。		
下腿義足	常用 (軽便式を含む)	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</p> <p>膝絆手軸の取付位置は、椅子時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p> <p>大腿もも締めの筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びににもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。</p>		
P T B 式		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするために、適合に留意し、アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて試歩行を行った上で組み立てること。</p> <p>精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、断端末部はクッション材で支持すること。</p> <p>外装は、強化プラスチック仕上げとすること。</p> <p>膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びないベルト等をはさむこと。</p> <p>膝絆手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、断端の状況によりやむを得ない場合は、膝絆手金具又は大腿もも締革を用いてよいこと。</p> <p>適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。</p>	サイム切断を含む。	
P		ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、		
	T S 式	<p>特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることによって義足を懸垂させること。</p> <p>採型後ギブスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。</p> <p>その他はPTB式と同じ。</p>		
	K B M 式	<p>義足の懸垂は、内頸部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A I Lの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合させ時の適合は、綿密に吟味すること。</p> <p>膝蓋軟帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。</p> <p>その他はPTS式と同じ。</p>		
	T S B 式	<p>ソケットは、精密な適合を行い全面が接触する形状になるよう製作すること。</p> <p>その他はPTB式と同じ。</p>		
	作業用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。		
	果義足			<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</p> <p>足部は、遊動足部又はS A C H足部の構造特性を利用したものとすること。</p> <p>特にソケットと足部との結合部の強度を保つよう留意すること。</p>
	足根中足 義足	鋼板入り		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。</p> <p>足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。</p> <p>足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。</p>

足袋式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。 断端から踵までを包み足袋型とすること。 締付けは、前後いずれでもよいこと。 足部は、牛なめし革を張り付けること。	
下腿部支持式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。	
足指義足	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。	
(注) 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を附加することがあること。 4 障害者の義構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。 5 障害児の義構造義肢の耐用年数は、キの耐用年数によるものとすること。		

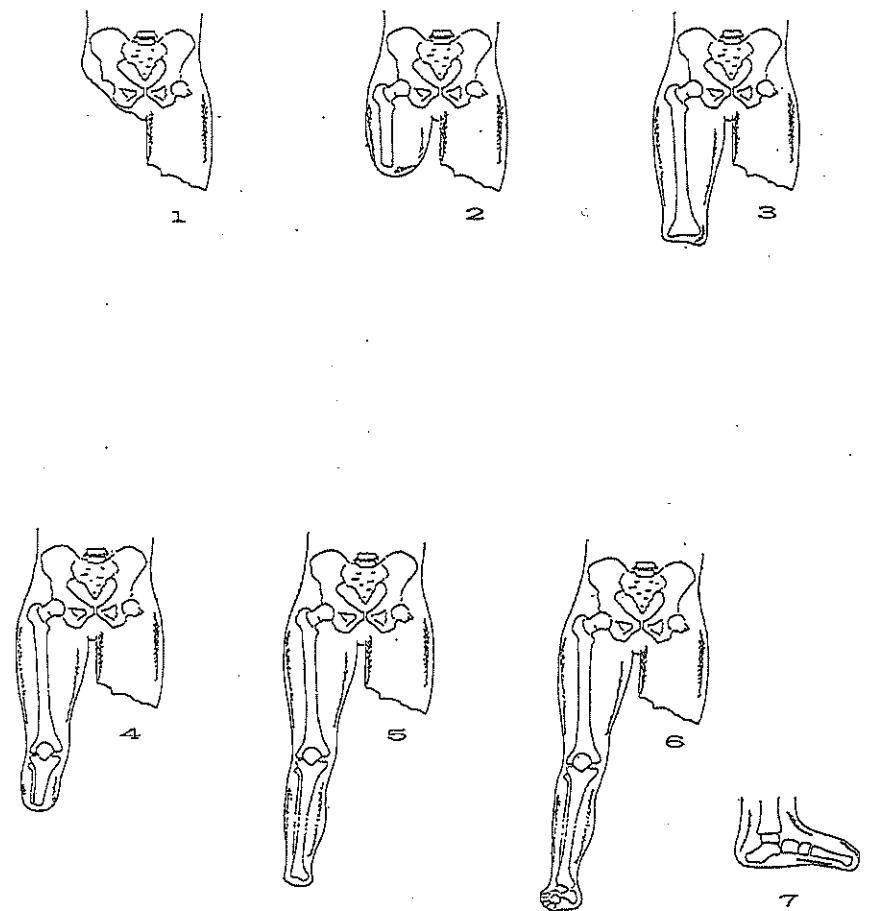
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギブス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダマーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：バラフィン、プラスチックフォームギブス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリー及びコントローラー収納場所の確保（電動式） 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、電極の位置確認及び感度調整（電動式）、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントカップリングの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション並びに感度調整用窓加工（電動義手） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

1 探型区分
A 爪 手



B 爪 足



ウ 基本価格

名 称	探型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 饰 用 作 業 用 能 动 式 電 动 式	36,200 36,200 48,200 85,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A-2	装 饰 用 作 業 用 能 动 式 電 动 式	38,500 38,500 45,200 79,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A-3	装 饰 用 作 業 用 能 动 式 電 动 式	35,100 35,100 40,700 71,800	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A-4	装 饰 用 作 業 用 能 动 式 電 动 式	34,100 34,100 35,800 63,300	頬上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
	A-5	装 饰 用 作 業 用 能 动 式 電 动 式	30,900 30,900 35,200 61,900	
	A-6	装 饰 用 作 業 用 能 动 式 電 动 式	11,800 11,800 17,900 31,600	
	A-7	装 饰 用 作 業 用	9,450 13,800	
義 足 用	B-1	受 血 式 カ ナ ダ 式	110,500 110,500	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B-2	差 込 式 ラ イ ナ ー 式 吸 着 式	72,200 119,600 166,000	短断端切断用キップシャフトは、53,700円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
	B-3	差 込 式 ラ イ ナ ー 式	70,400 92,200	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。

	吸 着 式	138,600	
B-4	差 込 式 P T B 式 P T S 式 K B M 式 T S B 式	57,500 81,800 98,100 100,900 81,800	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
B-5	差 込 式 有 窓 式	46,700 70,400	
B-6	足 袋 式 下 腿 部 支 持 式	24,500 70,400	
B-7		18,800	

(注)

- 1 頬上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900 円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、頬上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できること。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮 草	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱硬化性樹脂(電動式)	21,900	
		熱可塑性樹脂	5,450	
		熱可塑性樹脂(電動式)	6,000	
義 足 用	A-2	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 草	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱硬化性樹脂(電動式)	15,200	
		熱可塑性樹脂	7,100	
		熱可塑性樹脂(電動式)	7,550	
A-3	A-3	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 草	13,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱硬化性樹脂(電動式)	15,200	
		熱可塑性樹脂	5,050	
		熱可塑性樹脂(電動式)	5,550	
A-4	A-4	アルミニウム、セルロイド	9,100	
		皮 草	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱硬化性樹脂(電動式)	14,800	
		熱可塑性樹脂	4,950	
		熱可塑性樹脂(電動式)	5,450	
A-5	A-5	アルミニウム、セルロイド	10,900	
		皮 草	9,400	
		熱硬化性樹脂	13,700	
		熱硬化性樹脂(電動式)	14,100	
		熱可塑性樹脂	7,100	
		熱可塑性樹脂(電動式)	7,600	
A-6	A-6	セルロイド	8,900	
		皮 草	9,150	
		熱硬化性樹脂	11,100	
		熱硬化性樹脂(電動式)	11,500	
		熱可塑性樹脂	6,950	

	熱可塑性樹脂(電動式)	7,350	
A-7	皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	4,100 4,150 3,550	
B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900	
B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300	エアクッションソケットは、16,300円増しすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しすること。
B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクッションソケットは、16,300円増しすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しすること。
B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、14,800円増しすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しすること。
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,800 18,600 25,300 11,000	エアクッションソケットは、13,600円増しすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しすること。
B-6	セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂 (下腿部支持式) 熱可塑性樹脂	12,700 10,900 23,300 25,300 10,800	エアクッションソケットは、12,800円増しすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しすること。

B-7	皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,550 21,200 10,300
-----	-------------------------	---------------------------

(イ) ソフトインサート

名 称	探型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 4,800 8,100	
	A-2	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,150 4,650 7,750	
	A-3	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,150 4,650 7,750	
	A-4	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,050 4,650 7,500	
	A-5	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,050 4,650 7,500	
義 足 用	B-1	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	7,000 5,300 10,600	
	B-2	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,400 4,950 7,000 9,700 44,000	
	B-3	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	6,050 5,100 9,650 10,700 47,400	

B-4	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,450 4,750 7,200 8,350 37,900
B-5	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 7,600 8,250
B-6	皮 草 皮 (下腿部支持式) 軟性発泡樹脂 軟性発泡樹脂 (下腿部支持式) 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	3,000 4,700 3,400 7,600 6,000 8,250
B-7	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,300 2,700 4,650

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		9,000	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	8,050 25,000	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	10,200 20,600	
	作 業 用 (幹 部 使 用)	上 腕 部		8,050	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		10,200	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		手 部			
電 動 式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900		
	上 腕 部	熱硬化性樹脂	30,800		
	前 腕 部	熱硬化性樹脂	25,300		
	手 部	熱硬化性樹脂	25,300		
義 足 用	常 用 作 業 用	股 部		11,000	
		大 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	32,700 33,000 34,200	
		下 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	28,500 29,900 33,600	
		足 部	軟性発泡樹脂	15,300	
	作 業 用 (鉄脚使 用)	大 腿 部		62,900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下 腿 部		29,900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注)				
1	義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。			
2	果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができる。			
3	肩義手で、ソケットに統く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。			
4	股義足で、ソケットに統く部分の形状を健側のように整えるため又は股義手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。			
5	熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。			

(二) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭バンド式肩ハーネス一式 肩たすき一式	22,500 11,300	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式 肩たすき一式 8字ハーネス一式	22,300 11,300 10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 たわみ式肘絆手（一組） 前方支持バンド 上腕カフ（三項筋パッド）	19,100 8,300 5,350 2,600 2,600 5,400	
	股 義 足 用	懸垂帶一式	16,100	
	大腿義足用	シレジアバンド一式 肩吊り帶 腰バンド 横吊帶 義足用股吊帶	7,800 6,750 9,300 1,750 2,250	価格は、1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド 横吊帶 大腿もも締め一式 PTBカフベルト一式	9,300 2,400 12,100 9,250	
(注)				
1	肘義手用は、上腕義手用に準ずること。			

- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足専用幅便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。

(才) 外装

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 英 プラスチック 塗 装	5,900 16,200 2,100	
	上 腕 部	皮 英 プラスチック 塗 装	6,050 15,700 1,850	
	前 腕 部	皮 英 プラスチック 塗 装	5,900 12,300 1,950	
義 足 用	股 部	皮 英 プラスチック 塗 装	10,800 17,800 3,450	
	大 腿 部	皮 英 プラスチック 塗 装	8,850 15,900 3,100	
	下 腿 部	皮 英 プラスチック 塗 装	8,050 13,800 2,750	
	足 部	表 英 裏 英 塗 装 リアルソックス	5,400 3,700 3,550 1,100	リアルソックスは、完成用部品を加えることができるこ と。

(才) 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数
(ア) 義肢本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義 手	上 腕 義 手	装 作 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電	4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
	肩 義 手	飾 用 電 電 電 電 電 電 電 電 電	3	
	肘 義 手	能 用 電 電 電 電 電 電 電 電 電	3	
	前 腕 義 手	動 用 電 電 電 電 電 電 電 電 電	4	
	手 義 手	能 用 電 電 電 電 電 電 電 電 電	3	
	手 部 義 手	飾 用 電 電 電 電 電 電 電 電 電	3	
	手 指 義 手	能 用 電 電 電 電 電 電 電 電 電	1	
		飾 用 電 電 電 電 電 電 電 電 電	2	
		能 用 電 電 電 電 電 電 電 電 電	3	
		飾 用 電 電 電 電 電 電 電 電 電	1	
義 足	股 義 足	常 用	4	
	大 腿 義 足	吸 着	3	
	膝 義 足	作 業	5	
	下 腿 義 足	常 作	3	
	果 義 足	業	2	
	足 根 中 足 義 足	鋼 板 入 り	2	
	足 袋 式	足 袋 式	1	
	足 指 義 足	下 腿 部 支 持 式	2	
			1	

(イ) 完成用部品

材 料・部 品 名	耐用年数 年	備 考
義 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リス トメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年齢	使用年数	備考
0歳	4月	
1~2歳	6月	
3~5歳	10月	
6~14歳	1年	
15~17歳	1年6月	<p>次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。</p> <p>1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足指義足」</p> <p>2 完成用部品のうち「手部（手袋以外の手先具）」、「手袋」及び「足部」</p> <p>3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」</p>

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 一 骨格構造義肢

名 称	型 式	使 用 材 料・部 品 及 び 工 作 法	価 格	備 考
肩 義 手	装 飾 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。</p>		イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
股 義 足	カ ナ ダ 式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>		片側骨盤切断用を含むものであること。
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ。		
	吸 着 式	股義足と同じ。		
膝 義 足	常 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できること。</p>		キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ。		
	P T S 式	膝義足と同じ。		
	K B M 式	膝義足と同じ。		
	T S B 式	膝義足と同じ。		
	長 断 端 用	膝義足と同じ。		サイム義足を含むものであること。ただし、この

		場合外形カバーは加算できないこと。
--	--	-------------------

(注)

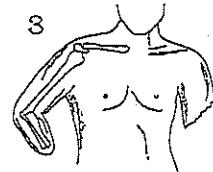
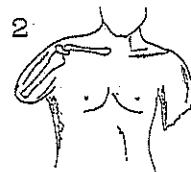
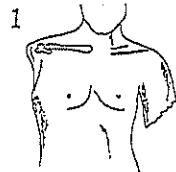
- 1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、力の耐用年数によるものとすること。
- 3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。
- 4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。

ア 基本工作法

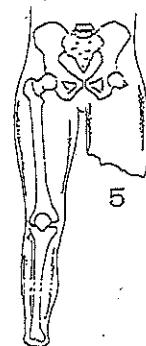
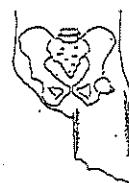
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギブス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取り出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：バラフィン、プラスチックフォームギブス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストッキネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

A 義 手



B 義 足



ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用	36,200	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	38,500	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	34,100	頸上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
義 足 用	B-1	カ ナ ダ 式	110,500	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B-2	差 込 式 ライナー式 吸 着 式	72,200 119,600 166,000	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
	B-3	差 込 式 ライナー式 吸 着 式	70,400 92,200 138,600	
	B-4	差 込 式 P T B 式 P T S 式 K B M 式 T S B 式	57,500 81,800 98,100 100,900 81,800	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
	B-5	差 込 式 有 窓 式	46,700 70,400	

(注)

- 1 頸上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、頸上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについてでは、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できること。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

ニ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	探型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,700 9,550 21,400 5,450	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,300 12,600 14,700 7,100	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,100 12,400 14,400 4,950	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300	エアクッションソケットは、16,300円増しすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを行い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクッションソケットは、16,300円増しすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを行い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、14,800円増しすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを行い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しすること。

			ること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,800 18,600 25,300 11,000

(イ) ソフトインサート

名 称	探型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 4,800 8,100	
	A-2	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,150 4,650 7,750	
	A-3	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,050 4,650 7,500	
義 足 用	B-1	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	7,000 5,300 10,600	
	B-2	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,400 4,950 7,000 9,700 44,000	
	B-3	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	6,050 5,100 9,650 10,700 47,400	
	B-4	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,450 4,750 7,200 8,350 38,100	

B-5	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 7,550 8,200
-----	----------------------------	-------------------------

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P Eライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	14,500	
上 腕 義 手 用	11,500	
前 腕 義 手 用	11,400	
股 義 足 用	17,300	
大 腿 義 足 用	17,300	
下 腿 義 足 用	11,400	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに統く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,350円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに統く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,000円増しとすること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭バンド式肩ハーネス一式 肩たすき一式	22,500 11,300	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式 肩たすき一式 8字ハーネス一式	22,300 11,300 10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 上腕カフ(三頭筋パッド)	19,000 8,300 5,350 5,400	
	股 義 足 用	懸垂带一式	16,000	
	大腿義足用	シレジアバンド一式 肩吊り帶 腰バンド 横吊帶 義足用股吊帶	7,750 6,750 9,250 1,750 2,250	価格は1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド 横吊帶 大腿もも締め一式 P T B カフベルト一式	9,300 2,400 12,100 9,250	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 逆込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。

(オ) 外装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上 腕 義 手 用	9,100	
前 腕 義 手 用	8,100	
股 義 足 用	28,800	
大 腿 義 足 用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下 腿 義 足 用	18,200	

(注)
リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考	
0~14歳	1 年	「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。	使用年数は、年齢による児童の特性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15~17歳	1年6月	1 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 2 「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料・部 品 名	耐 用 年 数 年	備 考
パイプ（チューブアダプター）	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継 手 類	3	
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1. 5	
足 部	1. 5	
フォームカバー（義手用）	1. 5	
フォームカバー（義足用）	0. 5	
その他小部品（消耗品）	1	

(3) 装具

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価格	備考		
下肢装具	股装具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。 B 硬性 骨盤及び大部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック C 軟性 布を主材料としたもの	Aの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの探型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	障害児に限る。	C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの 1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを作ること。 2 足部おおい型 3 靴型装具型	
	先天股脱装具	先天股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。 A リーメンビューゲル型(パブリック帯) 布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの B フォンローゼン型 三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの C パチャエラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するもの E ランゲ型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの			長下肢装具 大腿上部より足底に及ぶもの A両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 C 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック D X脚又はO脚(障害児に限る。)		
	内反足装具	A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。		障害児に限る。 外反足装具もこれに準ずること。		膝装具 大腿から下腿に及ぶもの A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの B 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック C スウェーデン式 D 軟性	

	布を主材料としたもの				
短下肢装具	<p>下肢上部より足底に及ぶもの</p> <p>A両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>B片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>D鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</p> <p>E板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとすること。</p> <p>F硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの <p>G軟性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの</p>	<p>頸上部型プラスチック短下肢装具（N.Y.U型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。</p>	<p>内外旋を制御するもの</p> <p>A軟性 布ひも又はゴムひもを用いたもの</p> <p>B鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの</p>	<p>踵骨棘用装具は、補高に含まれること。 スピツツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれること。 ランゲ（ふまず支え）は、A-2に含まれること。</p>	
			足底装具	<p>足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの</p> <p>Aアーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 探寸によって製作されたもの <p>Bメタターサルサポート（中足支え）足の中足アーチを支えるもの</p> <p>C補高</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2cm未満 2 2cm以上 <p>D内側及び外側楔</p>	
			靴型装具	<p>医師の処方に基づき、変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アッパーの付いたものの</p> <p>A長靴 下腿の上部に及ぶもの</p> <p>B半長靴（靴上靴） 側革が踝部より高いもの</p> <p>Cチャッカ靴 側革が踝部に及ぶもの</p> <p>D短靴 側革が踝部より低いもの</p>	<p>靴型装具の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・矯正靴（内・外反足の矯正用）
ツイスター	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の		体幹装具 頸椎装具	<p>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A金属枠</p> <p>B硬性（スポンジラバーを含む。） 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック 	高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。

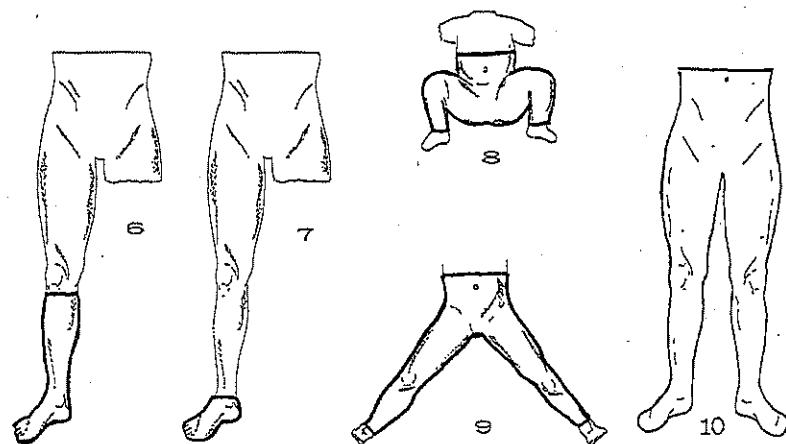
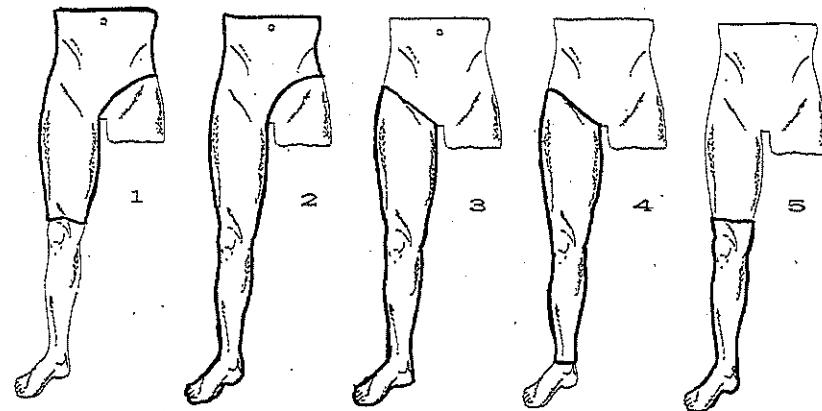
	C カラー 1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの D 斜頸矯正用枕(障害児に限る。)				
胸椎装具	骨盤から胸背部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性(頸椎装具に準ずる。) C 軟 性				
腰椎装具	骨盤から腰部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性(頸椎装具に準ずる。) C 軟 性	ナイトブレイスは、 金属枠腰椎装具に含 まれること。 ウイリアムブレイ ス、前屈ブレイスは、 金属枠腰椎装具 ・腰部締手付に含 まれること。			
仙腸装具	骨盤を含むもの A 金属枠 B 硬 性(頸椎装具に準ずる。) C 軟 性 布を主材料にし、板ばねで補強し たもの D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの 1 芯のあるもの 2 芯のないもの	オスグッドブレイ ス、コールドウェイ トブレスは、金属枠 仙腸装具に含まれる こと。			
側弯症装具	脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原 則として24時間の連続装着しうるもの であること。 A ミルウォーキー型 骨盤から頭部に及ぶもの B 頭部に及ばないもの 1 金属枠 2 硬 性(仙腸装具に準ずる。) 3 軟 性(帶状のものを含む。)				
上肢装具	肩 装 具	肩関節を外転位に保持するもので、 骨盤から前腕に及ぶものを基本とする こと。 A 金属枠 体幹の部分が金属枠のもの B 硬 性			
					陽性モデルによってモールドされ たもの。金属支柱により補強された ものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 草 3 プラスチック C 分娩麻痺用(障害児に限る。)
	肘 装 具				上腕から前腕に及ぶもの A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半 月をもつもの B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされ たもの。金属支柱により補強された ものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 草 3 プラスチック C 軟 性
	手関節背屈保 持装具				前腕から手部に及ぶもので、手関節 を背屈位に保持するもの A パネル型 前腕部と手部を板ばねによって結 ぶもの B トーマス型 ゴムによって手関節を背屈位に、 母指を外転位に保つもの C オッペンハイマー型 銅線を主材料として、手関節背 屈、MP伸展、母指外転位をとらせ るもの D 硬 性 1 不燃性セルロイド 2 皮 草 3 プラスチック
	長対立装具				前腕から手部に及ぶもので、手関節 を背屈位に保持し、母指を対立位に保 つもの。高力アルミニウム合金等にフ ェルトの内張りした構造を基本とする こと。
	短対立装具				母指を対立位に保つもの。高力アル ミニウム合金等にフェルトの内張りし

	た構造を基本とすること。
把持装具	前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。 A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの
M P 屈曲補助装具（ナックルベンダー）及びM P 伸展補助装具（逆ナックルベンダー）	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、M P 関節を屈曲又は伸展させるもの A パネル型 ゴムを用いるもの B プラスチック C 軟性
指装具（指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー）	P I P 及びD I P 関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの
B F O (食事動作補助器)	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールペアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの 付属品として車椅子を加えることができること。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギブス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギブスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入（アライメント） フレーム：曲げ加工、組立て及び調整 モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

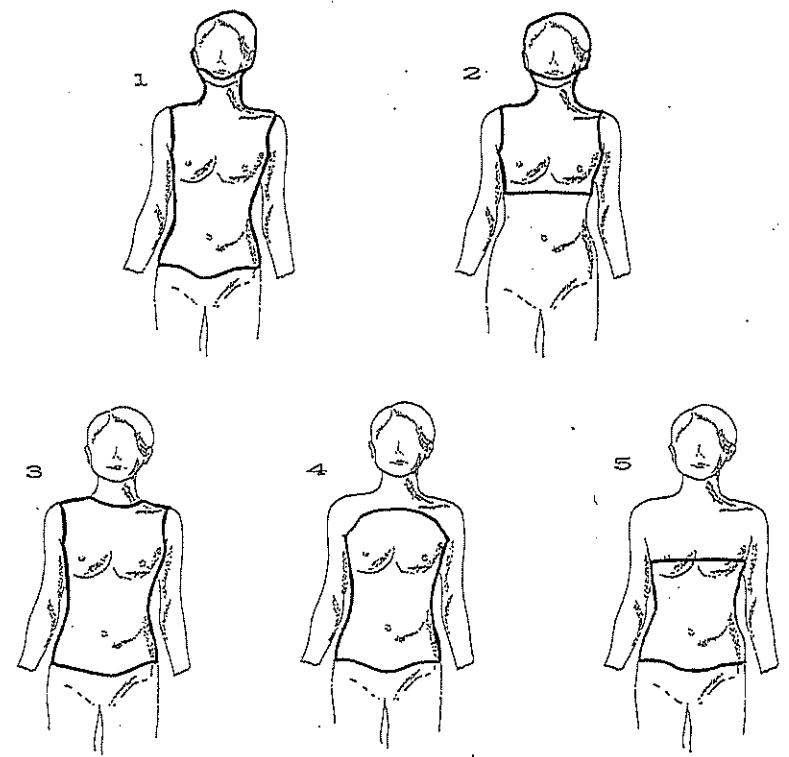
~~1~~ ~~2~~ ~~3~~
A ~~4~~ ~~5~~



B ~~1~~ ~~2~~ ~~3~~
4

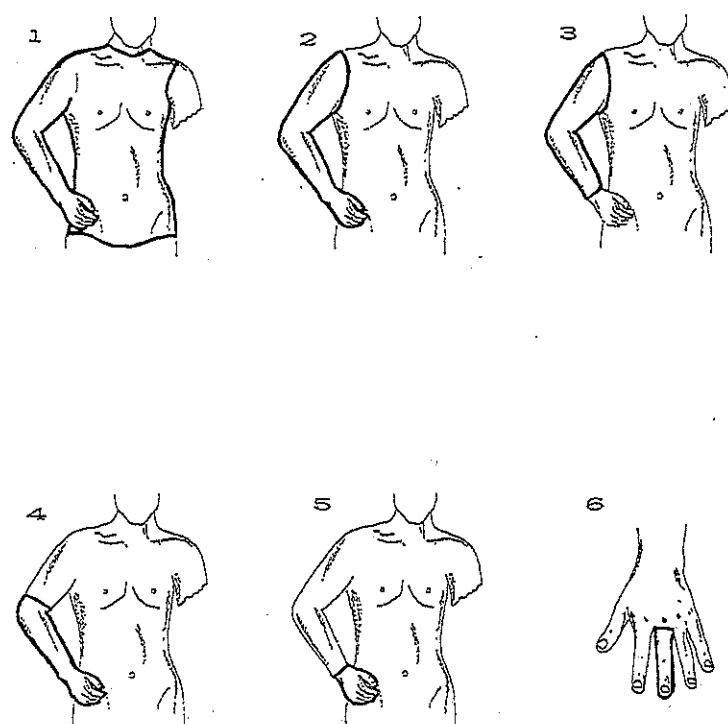


C ~~1~~ ~~2~~
3



ウ 基本価格

D 上肢装具



名 称	探型区分	価 格 円		備 考
		探 型	探 寸	
下肢装具用	A - 1	26,300	8,050	
	A - 2	40,500	15,800	
	A - 3	29,800	15,200	
	A - 4	19,200	7,700	
	A - 5	17,600	7,450	
	A - 6	16,000	7,300	
	A - 7	11,600	6,300	
	A - 8	22,300	7,950	
	A - 9	24,000	8,050	
	A - 10	50,800	14,800	
靴型装具用	B - 1	16,000	7,300	
	B - 2	11,600	6,300	
体幹装具用	C - 1	30,900	8,450	
	C - 2	24,100	7,800	
	C - 3	23,600	7,300	
	(金属枠、硬性)	7,300	7,300	
	C - 4	20,200	7,150	
	(金属枠、硬性)	7,200	7,150	
	C - 5	17,800	6,950	
	(金属枠、硬性)	6,950	6,950	
	(軟性、骨盤帶)			
上肢装具用	D - 1	32,200	8,550	
	D - 2	17,500	7,450	
	D - 3	15,900	7,200	
	D - 4	14,100	7,000	
	D - 5	11,300	6,400	
	D - 6	8,500	4,550	

(注)

- 1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、33,700円増しとすること。
- 3 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 4 補高足部の場合は、エの(イ)の付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

5 探型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円
- (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円
- (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 緊 手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股 緊 手	固 定 式	6,200	
	遊 動 式	7,350	
膝 緊 手 (片 側)	固 定 式	6,050	
	遊 動 式	6,600	
	プラスチック締手	14,000	
足 緊 手 (片 側)	固 定 式	5,100	
	遊 動 式	6,000	
	プラスチック締手	10,400	

(注)

- 1 固定式締手は、締手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。
- 2 遊動式締手は、締手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれる。
- 3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足締手の遊動式の価格とすること。
- 5 可換性のプラスチック締手（締手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック締手の価格とすること。ただし、ヒンジ締手の場合は、片側を1単位とすること。

б 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半月	4,650	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,900	
	2 大腿ヨルセット	15,700	
	C モールド		
	1 熟硬化性樹脂	25,700	
	2 熟可塑性樹脂	10,600	
下腿支持部	A 半月	4,350	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6,700	
	2 下腿ヨルセット	12,200	
	C モールド		
	1 熟硬化性樹脂	23,900	
	2 熟可塑性樹脂	9,000	
足 部	A あぶみ	2,450	
	B 足部		
	1 皮革等		
	大	13,600	
	小	7,100	
	2 モールド（熟硬化性樹脂）	14,100	
	3 モールド（熟可塑性樹脂）	7,800	
	C 標準靴	830	標準靴は、完成用部品を加えることができる。

(注)

- 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の輪型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとすること。
- 4 下腿支持部のP T B式、P T S式及びK B M式は、14,500円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとすること。
- 6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができることとし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。
 - (1) 大腿支持部 54,000円
 - (2) 下腿支持部 54,100円
 - (3) 足部のモールド 39,300円

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝ソーター	軟 性 (支柱付き)	16,100	
	軟 性 (支柱なし)	7,400	
キャリバー		18,600	
ツイスター	軟 性	5,350	
	鋼製ケーブル	3,250	
デニスブラウン		2,550	
腰当て		4,400	
T・Yストラップ		5,050	
スタビライザー		17,200	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
伸足・屈曲補助装置		4,450	バネ式又はゴム式を含むものであること。
補高足部		48,700	
足底裏革 (すべり止め用)		1,850	
高さ調整		3,600	
内張り	大腿部	2,050	
	下腿部	1,650	
	足 部	1,250	

(注)

- 1 キャリバー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帶を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂带を使用する場合は、(1)のエの(ニ)の義足懸垂用部品に準ずること。
- 5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができるここと。
- 6 補高足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。
- 9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンピューゲル		10,000	
フォンローゼン型		14,200	
ペチエラー型		29,800	
ヨーレンツ型	A モールド	16,100	
	B モールドフレーム		
	1 固定式	24,500	
	2 細節式	26,300	
	ラング型	36,300	

(注)
継手を使用した場合は、a の継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患足

名 称	種 類	価 格 円	備 考	
短 靴	整 形 靴	41,500		
	特 殊 靴	51,400		
チ ャ ッ カ 靴	整 形 靴	42,900		
	特 殊 靴	53,500		
半 長 靴	整 形 靴	44,200		
	特 殊 靴	55,500		
長 靴	整 形 靴	47,000		
	特 殊 靴	61,300		
(注)				
1 靴型装具は、右又は左の一側を1単位とすること。				
2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとすること。				
3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとすること。				
4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。				
5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができるこ と。				

(b) 健足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	25,700	
チ ャ ッ カ 靴	26,600	
半 長 靴	27,600	
長 靴	29,500	
(注)		
1 右又は左の一側が健足である場合に加えることができること。		
2 オの完成用部品を加えることができないこと。		
3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。		

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		4,250	
スチールバネ入り		5,350	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トウボックス補強		2,600	
鉛板の挿入		2,700	
足背バンド		2,200	
マジックバンド(裏付き)		1,500	3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。
補高	敷き革式	7,550	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,600円を加算すること。
	靴の補高	3,500	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,050円を加算すること。
ヒールの補正	トルクヒール	5,950	
	ウェッジヒール カットオフヒール キールヒール サッチヒール トーマスヒール 逆トーマスヒール フレアヒール 階段状ヒール	3,500	
足底の補正	内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ	4,550	
	デンバーバー トーマスバー メイトー半月バー メターターサルバー ハウザーバー ロッカーバー 蝶型踏み返し	3,500	

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
頸椎支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)		
	1 支柱付き	39,800	モールドのサンドイッチ構造は、18,500円増しとすること。
	2 支柱なし	30,700	
	B フレーム	29,700	
	C カラー		
	1 あご受けあり	14,300	
	2 あご受けなし	11,500	
胸椎支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)		
	1 支柱付き	40,200	モールドのサンドイッチ構造は、15,000円増しとすること。
	2 支柱なし	29,300	
	B フレーム	41,700	
	C 軟 性	24,500	
腰椎支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)		
	1 支柱付き	26,900	モールドのサンドイッチ構造は、11,300円増しとすること。
	2 支柱なし	19,900	
	B フレーム	33,700	
	C 軟 性	19,100	
仙腸支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)		
	1 支柱付き	21,700	モールドのサンドイッチ構造は、9,750円増しとすること。
	2 支柱なし	15,900	
	B フレーム	29,400	
	C 軟 性	17,100	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	16,600	
	2 芯のないもの	10,900	
骨盤支持部	A 皮 革(補強材を含む。)	43,200	側弯症装具の場合に限ること。
	B モールド(熱可塑性樹脂) ペルビックガードル	31,000	モールドのサンドイッチ構造は、21,400円増しとすること。

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整 ターンバックル式 腰部継手 バタフライ 肩バンド 会陰ひも 腹圧強化バンド	3,600 5,650 6,150 9,750 3,100 2,250 3,100	
側弯症装具付属品	胸椎パッド 腰椎パッド ショルダーリング 腋窩パッド アウトリガー 前方支柱 後方支柱 側方支柱 ネックリング 胸郭バンド(プラスチック製)	5,550 5,050 15,400 4,050 3,000 12,300 13,800 5,500 2,250 17,900	
内 装 り	頸椎支持部 胸椎支持部 腰椎支持部 仙腸支持部	3,300 4,100 3,700 2,200	
(注)			
	1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができる。		
	2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができる。		

(二) 上肢器具

a 緊手

名称	種類	価格円	備考
肩 緊手	A 固定式(片側)	6,100	
	B 遊動式(片側)	9,550	
	C 肩回旋装置	21,500	
肘 緊手 (片側)	A 固定式	4,350	
	B 遊動式	4,350	
	C プラスチック締手	11,300	
手 緊手 (片側)	A 固定式	3,600	
	B 遊動式	7,150	
	C プラスチック締手	10,000	
	D 鋼線支柱	6,750	
M P 緊手	A 固定式	4,400	
	B 遊動式	4,850	
I P 緊手	A 固定式 1 金属(アルミニウム) 2 モールド(熱可塑性樹脂)	2,700 2,150	
	B 遊動式	3,650	
	C 鋼線支柱	1,900	
	(注)		
	1 固定式締手は、締手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。 2 遊動式締手は、締手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 3 プラスチック締手は、オの完成用部品を加えることができないこと。		

b 支持部

名称	種類	価格円	備考
胸郭支持部 (半身)	A モールド(熱可塑性樹脂) B フレーム	14,600 9,800	
骨盤支持部 (半身)	A モールド(熱可塑性樹脂) B フレーム	16,100 15,900	
上腕支持部	A 半月	4,050	
	B 皮革等 1 カフバンド 2 上腕コルセット	5,700 9,350	
	C モールド(熱可塑性樹脂)	8,800	モールドのサンドイッチ構造は、7,000円増しとすること。
前腕支持部	A 半月	4,200	
	B 皮革等 1 カフバンド 2 前腕コルセット	5,800 7,500	
	C モールド(熱可塑性樹脂)	8,400	モールドのサンドイッチ構造は、7,250円増しとすること。
手部背側パッド	A モールド B フレーム	2,500 2,400	
手掌パッド	A モールド B フレーム	3,900 4,550	
(注)			
	半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。		

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝節骨パッド	モールド フレーム	2,750 4,000	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
中・末節骨パッド	モールド フレーム	2,350 1,850	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
対立バー		5,350	
Cバー		4,100	
アウトリガー		2,600	
伸展・屈曲補助バネ		2,650	価格は、1か所当たりとすること。
肘当て		3,500	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
内張り	上腕部 前腕部 手 部	1,250 1,100 970	
(注)			
1	肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。		
2	懸垂帶を使用する場合は、(1)のエ(ニ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。		
3	内張りは、モールドの場合に限ること。		

カ 耐用年数
(ア) 装具本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
下肢装具	股 装 具	金属 棒 硬 性 軟 性	3 3 2 3 3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
	長 下 肢 装 具	両側支柱	3	
	膝 装 具	硬 性	3	
		スウェーデン式	2	
		軟 性	2	
	短 下 肢 装 具	両側支柱	3	
		片側支柱	3	
		S型支柱	3	
		鋼線支柱	3	
		板ばね	3	
		硬 性 (支柱あり)	3	
		硬 性 (支柱なし)	1. 5	
	ツイスター	軟 性	2	
		軟 性	2	
		鋼 素	3	
	足 底 装 具		1. 5	
靴型装具			1. 5	
体幹装具	頸 椎 装 具	金属 棒 硬 力 ラ 金 属	3 2 2	
	胸 椎 装 具	棒 性 硬 軟	3 2	
	腰 椎 装 具	金 属 棒 硬 軟	1. 5 3 2	
	仙 腸 装 具	金 属 棒 硬 軟	1. 5 3 2	
	側弯症装具	骨 盤 带 ミルウォーキー型	1. 5 2 2	
		金 属 棒 硬 軟	2 1 1	
上肢装具	肩 装 具		3	

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

肘装具	両側支柱 硬性 軟性	3 3 2 3	
手関節背屈保持装具		3	
長対立装具		3	
短対立装具		3	
把持装具		3	
MP屈曲補助装具		3	
MP伸展補助装具		3	
指装具		3	
B F O		3	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
総手類	1.5	
手部	1.5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
足部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年齢	使用年数	備 考
0歳	4月	
1~2歳	6月	
3~5歳	10月	
6~14歳	1年	
15~17歳	1年6月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 装具本体のうち「側弯症装具」の「硬性」及び「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

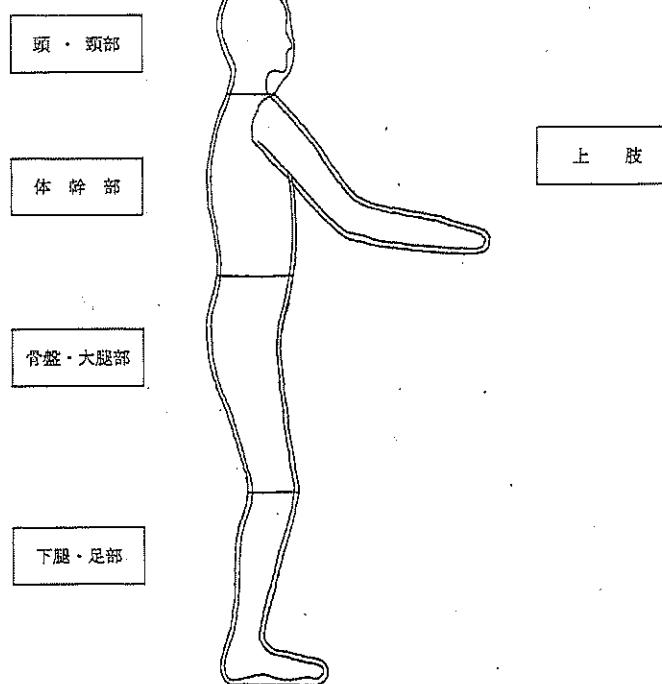
(4) 座位保持装置

種目	使用要素・部品及び工作法	価格	耐用年数	備考
座位保持装置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。	イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙攣、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギブス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギブスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ(中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

身体部位	価 格 円		備 考
	採寸	採型	
頭・頭部	3,350	5,600	
上肢(片側)	1,650	3,950	
体幹部	14,400	26,600	
骨盤・大腿部	14,400	26,600	
下腿・足部(片側)	1,950		

(注)
身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせて基本価格とすること。

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭部	頭部支え	9,050	
上肢	上肢支え(片側)	3,500	
	前腕・手部支え(片側)	3,900	
体幹部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	14,500	
骨盤・大腿部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	14,500	
下腿部	下腿支え(片側)	2,600	
足部	足台(片側)	2,650	

(注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固 定	頭部	3,350	
	腰部（片側）	2,500	
	膝部（片側）		
遊 動	足部（片側）		
	腰部（片側）	3,600	
	膝部（片側）		
角度調整用部品	足部（片側）		
	機械式	9,350	
	ガス圧式	10,700	
	電動式	72,200	

(注)

- 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。
- 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。
- 3 固定又は遊動について、完成用部品の離手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。
- 4 1の(1)又は(3)の各オに掲げる般構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、般構造義肢又は装具の基準に準ずること。

(ウ) 構造フレーム

使 用 材 料	基 本 価 格 円	備 考
木材・金属	53,400	

(注)

- 1 ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウトテーブル		14,000	表面クッション張りは4,200円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト（片側）	4,200	
	肘パッド（片側）	2,700	
	縦型グリップ（片側） 横型グリップ（片側）	3,300	
体幹保持部品	肩パッド（片側）	4,250	
	胸パッド	4,750	
	胸受けロール	6,500	
	体幹パッド（片側）	3,650	
	腰部パッド	4,300	
骨盤保持部品	骨盤パッド（片側）	2,650	
	臀部パッド	4,400	
下肢保持部品	内転防止パッド	4,750	
	外転防止パッド（片側）	2,700	
	膝パッド（片側） 下腿保持パッド（片側）	4,050	
	足部保持パッド（片側）	3,050	
ベルト部品	肩ベルト（片側）	2,350	
	腕ベルト（片側） 手首ベルト（片側）	2,000	
	胸ベルト 骨盤ベルト	4,100	
	股ベルト	4,400	

	大腿ベルト (片側) 膝ベルト (片側) 下腿ベルト (片側) 足首ベルト (片側)	2,200	
支持部カバー	頭部	2,850	脱着式は3,300円加算できること。
	上肢 (片側)	1,550	
	体幹部	平面形状型	
		モールド型	
		シート張り調節型	
	骨盤・大腿部	平面形状型	
		モールド型	
		シート張り調節型	
	下腹部 (片側)	1,550	
	足 部 (片側)	1,550	
内張り	アームレスト (片側)	1,750	
	テーブル	4,200	
体圧分散補助素材	頭部	3,800	
	上肢 (片側)	1,900	
	体幹部	8,750	
	骨盤・大腿部	8,750	
	下腹部 (片側)	1,900	
	足部 (片側)		
キャスター		1,550	多機能キャスターは930円加算できること。
その他	介助用グリップ (片側)	3,050	
	ストッパー	4,450	

	高さ調整用台座	19,200
(注)		

- 1 各種類1個 (本) 当たりの額とすること。
2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(才) 調節機構

名 称	種 類	価 格 円	備 考
高 さ 調 節	頭部支持部	3,250	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,050	
	アームレスト (片側)		
前 後 調 節	頭部支持部	3,300	
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,000	
角 度 調 節	頭部支持部	3,800	
	テーブル	8,050	
脱 着 機 構	体幹パッド (片側)	2,550	
	骨盤パッド (片側)		
	膝パッド (片側)		
	アームレスト (片側)		
	内転防止パッド	7,100	

開 閉 機 構	アームレスト(片側)	2,550	
	足部支持部(片側)		

(注)

- 1 それぞれを1単位とすること。
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(5) その他

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格 円	耐 用 年 数 年	備 考
視 覚 障 害 者 安全つえ	普 通 用	主体—繊維複合材料 石突—耐摩耗性合成樹脂 又は高力アルミニウム合金 外装—白色又は黄色の塗装若しくは加工 形状—直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。 2 ベル付とした場合は1,650円増しとすること。
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650		
		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5	

携 帯 用	主体—繊維複合材料 石突及び外装 —普通用と同じ。 形状—折たたみ式若しくはスライド式。	上と同じ。	4,400	2	と。 3 主体木材でボリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。 4 ゴムグリップ付とした場合は660円増しとすること。	
	主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700			
	主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,550	4		
身体支持併用	主体—軽金属 石突—ゴム又は普通用と同じ。 外装—普通用と同じ。 形状—直式又は折りたたみ式若しくはスライド式。	上と同じ。	3,800	4		
義 眼	レディメイド	主材料—プラスチック 又はガラス 既製品		17,000	2	
	オーダーメイド	主材料—上と同じ。 特殊加工を施したもの。		82,500		
眼 鏡	矯 正 用	レンズ—プラスチック 又はガラス	6 D未満		17,600	価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。 遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とすること。
			6 D以上 10 D未満		20,200	
			10 D以上 20 D未満		24,000	
			20 D以上		24,000	
	遮 光 用	主材料は上と同じ。	前掛式		21,500	
			掛けめがね式		30,000	

	コンタクトレンズ	主材料—プラスチック		15,400	価格はレンズ1枚のものであること。		ソト型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② J I S C 5512—2015による。 90デシベル入力最大出力音圧のピーク値の表示値が130デシベル以上もの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。		必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に因し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。
	弱視用	掛けめがね式		36,700	高倍率(3倍率以上)の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。				
		焦点調整式		17,900					
補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① J I S C 5512—2000による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② J I S C 5512—2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。	電池 イヤモールド	41,600	5 価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、240円増しすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシャー、ワイヤレスマイクを	耳あな型(レディメイド) 耳あな型(オーダーメイド) 骨導式ポケット型 骨導式眼鏡型	電池 イヤモールド 電池 電池 電池 電池 電池 平面レンズ	87,000 137,000 70,100 120,000	
	高度難聴用耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② J I S C 5512—2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。		43,900		車椅子 普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 J I S T 9201—2006 又はJ I S T 9201—2016による。	100,000	6 価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラーフォームによる製品(モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。)に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とする。 被扶養のある者、
	重度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① J I S C 5512—2000による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。	電池 イヤモールド	55,800		リクリエーティング式普通	バックサポートの角度を変えることができるもの	120,000	
	重度難聴用耳かけ型	その他は高度難聴用ポケ		67,300			上と同じ。		

型	。その他は普通型と同じ。										
ティルト式 普通型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	148,000	被 痞の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。	て駆動するもの。（折りたたみ式又は非折りたたみ式） A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	82,700 B 81,000					
リクライニング・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	173,000	リクライニング式手押し型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	114,000					
手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232,000	ティルト式手押し型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	128,000					
前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ。	100,000	リクライニング・ティルト式手押し型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	153,000					
リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000	電動車椅子 普通型 (4.5Km/h)	J I S T 9203—2006 、J I S T 9203—2 010又はJ I S T 920 3—2016による。	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	314,000 329,000	6	被 痞のある者、 被 痞の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。		
片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000	簡易型	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。 A 切替式 電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの。 B アシスト式 駆動人力を電動力で補助することができるもの。	電動装置以外の車椅子部分は購入基準に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車椅子の普通型に準ずる。	A 157,500 B 212,500	7	被 痞の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合には、別に定めるところによるもの		
リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600								
レバー駆動型	レバー1本で駆動操作ができる、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500								
手押し型	原則として介助者が押し	上と同じ。	A								

	その他は車椅子の普通型に準ずる。				
リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500		を加算すること。 外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 バッテリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリ一交換（マイコン内蔵型に係るもの）の額の範囲内で必要な額を加算すること。 また、ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
電動リクライニング式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	444,400		
電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	725,100		
電動ティルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ	582,600		
電動リクライニング・ティルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	1,016,100		
座位保持椅子	機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装ニス塗装		24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は5,600円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は5,000円増しとすること。 車載用のものは40,700円増しとす

起立保持具		機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料—木材 外装ニス塗装			27,400	3	障害児に限る。
歩行器	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。			63,100	5	
	四輪型（腰掛つき）	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。			39,600		
	四輪型（腰掛けなし）	上と同じ。			39,600		サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。 後方支持型のものは21,000円増しとすること。
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。			34,000		
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。			27,000		
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。			22,000		
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。			30,000		
頭部保持具		座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。			7,100	3	障害児に限る。
排便補助具		普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材			10,000	2	障害児に限る。

歩行補助 つえ	松葉づえ	外装—ベンキ塗装	夜光材	A 3,300 B 3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 260円増しとすること。							要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタ（必要に応じて）により構成されたものであること。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができる。 。
		主体—木材（十分な強度を有するもの） 脇当—スponジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型											
		主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂 握り部分—合成軟質樹脂 外装—塗装なし A 普通型 B 伸縮型		A 4,000 B 4,500	4								
	カナディアン・クラッチ	主体—アルミニウム、鋼管 上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器 —アルミニウム飾物及びステンレス鋼板 握り部分 —アルミニウム飾物及びゴム 外装—塗装なし	夜光材	8,700	4								191,000
	ロフストランド・クラッチ	カナディアン・クラッチに準ずる。	夜光材	8,700	4								450,000
	多脚つえ	つえの下部に三本以上の脚を有するもの。 J I S T 9267—2020による。	夜光材	6,600	4								
	プラットホーム杖	カナディアン・クラッチに準ずる。	夜光材	24,000	4								
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。 。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡単なもの。	プリンタ（必要に応じて） 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた価格とすること。 ひらがな等の文字及び選択による文章の表示や発声、							通信機能が付加されたもの
													上と同じ。

				等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 生体现象方式とは、生体现象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
生体现象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000	

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 借受け基準

(1) 義肢、器具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、器具用部品及び座位保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種目	名称	基本構造	付属品	価格 円	備考
座位保持 椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装		1,010	障害児に吸る。 机上用の盤を取り付ける場合は、170円増しとする。 座面に軟性の内張りを付した場合は、120円増しとする。 車載用のものは、840円増しとする。
歩行器	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,570	
	四輪型 (腰掛け) き)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		990	
	四輪型 (腰掛け) し)	上と同じ。		990	サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、1,520円増しとすること。 後方支持型のもの

				は、520円増しとすること。								フェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		850									
二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		670									
固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		550									
交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		750									
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ（必要に応じて） 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものの付属品とする。	3,570	プリンタを必要としない場合は、370円減じた価格とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタ（必要に応じて）により構成されたものであること。	高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置	11,250	高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。			
		簡単な環境制御機能が付加されたもの。	上と同じ。	4,770	簡単な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。	通信機能が付加されたもの	遠隔制御装置		通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対しで伝達することが			

				できる専用ソフト ウェアをハードウ エアに組み込んで いるものであるこ と。
生体现象方 式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遮隔 制御装置を除き上 と同じ。	11,250	生体现象方式とは 、生体现象（脳波 や脳の血液量等） を利用して「はい ・いいえ」を判定 するものであるこ と。

備考

1 本表の価格は、医師の探型技術料を含まないものであること。

3 修理基準

(1) 義肢 — 痕構造義肢

修理項目	価格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの探型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額 をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの探型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の 価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足 懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	3の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修 理価格とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット 又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。

(注)

- 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができるこ
と。
- 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができるこ
と。

ア ソケットの交換
(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	探型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A-1	装 飾 用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
		作 業 用	41,400	25,900	
		能 動 式	53,200	35,200	
		電 動 式	91,100	60,400	
	A-2	装 飾 用	44,000	29,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作 業 用	44,000	29,400	
		能 動 式	50,700	32,900	
		電 動 式	84,600	56,000	
	A-3	装 飾 用	41,600	26,700	吸着式は、28,000円増しとすること。
		作 業 用	41,600	26,700	
		能 動 式	46,900	30,300	
		電 動 式	77,100	51,000	
	A-4	装 飾 用	42,800	23,800	頸上懸垂式は、14,000円増しとすること。
		作 業 用	42,800	23,800	スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
		能 動 式	44,400	26,200	
		電 動 式	68,500	45,300	
	A-5	電 動 式	67,100	44,300	
	A-6	電 動 式	36,800	24,300	
義 足 用	B-1	受 盤 式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
		カ ナ ダ 式	113,100	65,300	
	B-2	差 迂 式	74,800	45,400	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。
		ライナー式	121,100	72,400	
		吸 着 式	167,500	73,600	坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
	B-3	差 迂 式	74,800	44,200	
		ライナー式	95,900	65,400	
		吸 着 式	142,300	66,600	
	B-4	差 迂 式	60,700	40,200	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。
	P T B 式		84,600	43,700	

	P T S 式	100,900	53,000
	K B M 式	103,700	53,000
	T S B 式	84,600	43,700

(注)

- 頸上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、頸上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できること。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	探型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂（電動式） 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂（電動式）	11,700 9,550 21,400 21,900 5,450 6,000	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂（電動式） 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂（電動式）	10,300 12,600 14,700 15,200 7,100 7,550	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂（電動式） 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂（電動式）	10,300 13,600 14,700 15,200 5,050 5,550	
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂（電動式） 熱可塑性樹脂 熱可塑性樹脂（電動式）	9,100 12,400 14,400 14,800 4,950 5,450	
	A-5	熱硬化性樹脂	13,700	

	熱硬化性樹脂(電動式) 熱可塑性樹脂(電動式)	14,100 7,600	
A-6	熱硬化性樹脂 熱硬化性樹脂(電動式) 熱可塑性樹脂(電動式)	11,100 11,500 7,350	
義足用	B-1 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900	
B-2 木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300	エアクッションソケットは、16,300円増しすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる樹脂材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しすること。	
B-3 アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクッションソケットは、16,300円増しすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる樹脂材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しすること。	
B-4 アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、14,800円増しすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる樹脂材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しすること。	

(注)

電動義手における筋電電極の交換を伴わないソケット交換の場合には、4,400円増しすること。

イ ソフトインサートの交換

名 称	探型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソ ケ ッ ト 交 換 に 付 随 す る 場 合	単 獨 の 場 合	
義手用	A-1	皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂	4,700 4,800 8,100	12,300 16,500 20,300	
	A-2	皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂	4,150 4,650 7,750	11,100 15,800 17,600	
	A-3	皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂	4,150 4,650	11,100 15,600	

	皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂	7,750	17,500
A-4	皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂	4,050 4,650 7,500	10,200 14,600 16,700
A-5	皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂	4,050 4,650 7,500	10,600 15,700 18,100
義足用	B-1 皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂	7,000 5,300 10,600	14,800 21,500 25,100
B-2	皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・フェルト シリコーン	5,400 4,950 7,000 9,700 44,000	13,400 21,500 24,700 16,800 44,000
B-3	皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・フェルト シリコーン	6,050 5,100 9,650 10,700 47,400	12,100 20,800 25,000 17,800 47,400
B-4	皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・フェルト シリコーン	4,450 4,750 7,200 8,350 37,900	11,100 16,600 18,100 15,400 37,900
B-5	皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂	4,700 7,600 8,250	10,200 17,000 18,200
B-6	皮 草 皮 (下腿部支持式) 軟 性 発 泡 樹 脂 軟 性 発 泡 樹 脂 (下腿部支持式) 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂 (下腿部支持式)	3,000 4,700 3,400 7,600 6,000 8,250	8,600 10,200 15,000 17,000 16,700 18,200
B-7	皮 草 軟 性 発 泡 樹 脂 皮 草・軟 性 発 泡 樹 脂	2,300 2,700 4,650	7,200 13,600 15,300

(注)

1 軟性発泡樹脂とは、PEライド及びスポンジであること。

2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	装 饰 用	肩 部		9,000	
	能 动 式 作 業 用	上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	8,050 24,900	

	前腕部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	10,300 20,600	
作業用 (幹部使用)	上腕部		8,050	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
	前腕部		10,300	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
電動式	肩部	熱硬化性樹脂	10,900	
	上腕部	熱硬化性樹脂	30,800	
	前腕部	熱硬化性樹脂	25,300	
	手部	熱硬化性樹脂	25,300	
義足用 常 用 作 業 用	股部		10,800	
	大腿部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	33,900	
			32,400	
			33,900	
	下腿部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	33,300	
			29,900	
			33,300	
	足部	軟性発泡樹脂	15,200	
	作業用 (鉄脚使用)	大腿部	62,900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
			29,900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注)

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股義手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。
- 5 热可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,700	
	美錠縮革交換	1,800	
	美錠留革交換	1,900	
	たわみ式肘継手交換	1,750	
	前方支持バンド交換	1,750	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,350	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,700	
	肩吊り帶交換	4,550	
	義足用股吊帶交換	1,950	価格は、1本当たりのものであること。
	位置革交換	3,200	
	腰バンド交換	3,650	
	横吊帶交換	3,850	
	美錠縮革交換	2,600	
	美錠留革交換	2,300	
	金具部品交換	3,000	価格は、1か所当たりのものであること。

(注)

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
- 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 草	7,150	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
	上 腕 部	皮 草	7,700	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
	前 腕 部	皮 草	7,700	
		プラスチック	16,200	
		塗 装	4,200	
義 足 用	股 部	皮 草	10,600	
		プラスチック	19,400	
		塗 装	4,750	
	大 膝 部	皮 草	8,550	
		プラスチック	19,400	
		塗 装	4,750	
	下 膝 部	皮 草	9,300	
		プラスチック	17,300	
		塗 装	4,750	
	足 部	表 草	7,200	
		裏 草	5,850	
		塗 装	5,950	
		リアルソックス	2,300	リアルソックスは、完成用部品を加えることができる こと。

カ 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩継手部品	16,900	
	肘継手部品	10,100	
	手継手部品	3,850	
義 足 用	股継手部品	19,700	
	膝継手部品	17,100	
	足継手部品	3,850	
	前留金具部品	9,800	
容 接		10,000	価格は、1か所当たりのものであること。

(注)

1 筋金交換は、右又は左の一側を1単位とすること。

2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとすること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩義手部品	4,700	
	肘ブロック継手部品	6,300	
	肘筋金部品	3,550	
	手継手部品	3,450	
	手先貝部品	2,850	
	コントロールケーブル部品	3,000	
	電極部品	1,200	
	接続ケーブル部品	1,200	
義 足 用	股継手部品	4,900	
	膝ブロック部品	6,500	
	膝筋金部品	2,850	
	足部部品	3,100	
	作業用スプリング	1,900	
	作業用足部裏ゴム	2,750	
	吸着式バルブ	6,000	
	前留金具部品	4,200	
容 接		2,050	価格は、1か所当たりのものであること。

(注)

1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとすること。

2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとすること。

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

修 理 项 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの探型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの探型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,750円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアバイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。
(注)	
1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができる。	
2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができる。	
3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。	

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	探型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A-1	装 飾 用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	44,000	29,400	吸着式は、28,000円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	42,800	23,800	頸上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
義 足 用	B-1	カ ナ ダ 式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B-2	差 迂 式	74,800	45,400	短断端切断用キップシャフトは、54,100円増しとすること。
		ライナー式	121,100	72,400	坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
		吸 着 式	167,500	73,600	
	B-3	差 迂 式	74,800	44,200	
		ライナー式	95,900	65,400	
		吸 着 式	142,300	66,600	
B-4	差 迂 式	60,700	40,200	大腿支柱付きは、25,800円増しとすること。	
		P T B 式	84,600	43,700	
		P T S 式	100,900	53,000	
		K B M 式	103,700	53,000	
		T S B 式	84,600	43,700	
B-5	差 迂 式	49,500	42,000		
		有 窓 式	73,000	45,600	

(注)

- 1 頸上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、頸上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できること。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,700 9,550 21,400 5,450	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,300 12,600 14,700 7,100	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,100 12,400 14,400 4,950	
	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	23,100 37,900 15,900	
義 足 用	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300	エアクッシュンソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを行い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクッシュンソケットは、16,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを行い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッシュンソケットは、14,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを行い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 草 熱硬化性樹脂	12,800 18,600 25,300	エアクッシュンソケットは、13,600円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用

		熱可塑性樹脂	11,000	い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとする こと。
--	--	--------	--------	--------------------------------

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付隨 する場合	単独の場合	
義 手 用	A-1	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 4,800 8,100	12,300 16,500 20,300	
	A-2	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,150 4,650 7,750	11,100 15,800 17,600	
	A-3	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,050 4,650 7,500	10,100 14,600 16,700	
義 足 用	B-1	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	7,000 5,300 10,600	14,800 21,500 25,100	
	B-2	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	5,400 4,950 7,000 9,700 44,000	13,400 21,500 24,700 16,800 44,000	
	B-3	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	6,050 5,100 9,650 10,700 47,400	12,100 20,800 25,000 17,800 47,400	
	B-4	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	4,450 4,750 7,200 8,350 37,900	11,100 16,600 18,100 15,400 37,900	
	B-5	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,700 7,600 8,250	10,200 17,000 18,200	

(注)

1 勉性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。

2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	14,500	
上 腕 義 手 用	11,500	
前 脱 義 手 用	11,400	
股 義 足 用	17,300	
大 腿 義 足 用	17,300	
下 腿 義 足 用	11,400	

(注)

1 肩義手で、ソケットに統く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。

2 股義足で、ソケットに統く部分の形状を健側のように整えるため又は股義手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基 本 価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,700	
	美錠綿革交換	1,800	
	美錠留革交換	1,900	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	3,350	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,700	
	肩吊り帶交換	4,550	
	義足用股吊帶交換	1,950	価格は、1本当たりのものであること。
	位置革交換	3,200	
	腰バンド交換	3,650	
	横吊帶交換	3,850	
	美錠綿革交換	2,600	
	美錠留革交換	2,300	
	金具部品交換	3,000	価格は、1か所当たりのものであること。

(注)

1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエ(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエ(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。

2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上 腕 義 手 用	9,100	
前 脱 義 手 用	8,100	
股 義 足 用	28,800	
大 腿 義 足 用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下 腿 義 足 用	18,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

(3) 装具

修 理 項 目	価 格 円	備 考		
ア・継手及び支持部の交換		修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。		
イ 完成用部品の交換		修理項目ごとに1の(3)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。		
ウ・マジックバンドの交換		修理箇所ごとに25mm幅のものは890円、50mm幅のものは1,250円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。		
エ 溶接		修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは10,100円、必要としないものは2,100円とすること。		
オ その他の交換・修理				
(ア) 修理部位	下肢装具 靴型装具 体幹装具	足底裏革交換 又は 足底ゴム交換 本底交換 足底挿板交換 半張交換 踵交換 稍上交換 底張かけ交換 ファスナー交換 細革交換 硬性コルセット 筋金交換 軟性コルセット 筋金交換	5,800 8,200 7,100 3,450 1,700 1,300 2,100 3,150 720 3,100 1,350	単なる剥離に対する再接着修理は、交換とは認められない。(注)4) 踵部品の価格を含むものであること。 踏まず支え等の機能を有し、取外しができる構造のものに限る。 革底の場合は、1,400円増しとすること。
(イ) (ア)以外の部位		修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格とすること。		

(注)

- 1 採寸又は採型を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。
- 2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。
- 3 靴型装具は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 4 裏革に劣化等のない、単なる剥離に対する再接着修理は、1の(3)のエに掲げる価格を修理価格とすること。

なお、剥離については、新規製作及び修理から9月以内は接着不良としての修理を認めないこと。

(4) 座位保持装置

修 理 項 目	価 格 円	
ア 支持部の交換	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸 法 調 整	形 状 調 整
頭 部	2,800	3,850
上 腕 部	1,700	2,600
前腕・手部		
体 幹 部	3,300	8,850
骨盤・大腿部		
下 腿 部	1,700	2,600
足 部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換	25mm幅のものは900円、50mm幅のものは1,250円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	

(注)

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。

(5) その他

種目	型式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
視覚障害者安全つえ		マグネット付き石突交換	760	
眼鏡	枠交換		8,000	矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は
	矯正用レンズ（6D未満）交換		5,100	、片眼又は両眼にかわらず、4,200円増しとすること。
	矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換		6,450	
	矯正用レンズ（10D以上）交換		8,400	
	遮光矯正用レンズ交換		11,100	
	遮光用レンズ交換		11,100	
補聴器	耳あな型シェル交換（レディメイド）		6,300	
	耳あな型シェル交換（オーダーメイド）		26,400	
	耳あな型スイッチ交換		3,150	
	耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）		8,400	
	耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）		12,700	
	耳あな型極板交換		1,050	
	耳あな型ボリューム交換（レディメイド）		8,400	
	耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）		11,600	
	耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）		13,500	
	耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）		15,950	
	耳あな型レシーバー交換（レディメイド）		14,200	
	耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）		20,000	
	耳あな型抵抗交換（レディメイド）		2,100	
	耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）		8,900	
	耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）		2,100	
	耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）		8,900	
	耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）		1,050	
	耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）		1,550	
	耳あな型トリマー交換（レディメイド）		6,300	
	耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）		9,500	

耳あな型サスペンション交換	890
耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	31,700
耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	42,200
耳かけ型ケース組立交換	3,750
耳かけ型スイッチ交換	4,500
耳かけ型テレホンコイル交換	2,550
耳かけ型極板交換	1,470
耳かけ型ボリューム交換	6,450
耳かけ型マイクロホン交換	11,810
耳かけ型レシーバー交換	12,120
耳かけ型トリマー交換	1,900
耳かけ型フック交換	620
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000
耳かけ型耳栓組立交換	600
耳かけ型サスペンション交換	640
耳かけ型アンプ組立交換	29,880
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300
重度難聴用イヤホン交換	5,490
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000
重度難聴用コード交換	1,800
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400
眼鏡型ケース組立交換	9,400
眼鏡型スイッチ交換	3,450
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300
眼鏡型極板交換	1,400
眼鏡型ボリューム交換	4,580
眼鏡型マイクロホン交換	13,900
眼鏡型骨導子交換	16,400
眼鏡型アンプ組立交換	23,100
眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700

眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,350
眼鏡型テンブル（補助つる）交換	3,100
眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500
眼鏡型平面レンズ交換	3,600
ポケット型ケース組立交換	5,400
ポケット型クリップ交換	1,200
ポケット型スイッチ交換	3,500
ポケット型テレホンコイル交換	1,350
ポケット型極板交換	1,350
ポケット型ボリューム交換	4,580
ポケット型マイクロホン交換	5,400
骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150
ダンパー入り耳かけ型フック交換	960
受信機交換	92,000
受信機基板交換	27,600
受信機部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	5,000
ワイヤレスマイク交換	128,000
ワイヤレスマイク基板交換	38,400
ワイヤレスマイク充電用A.Cアダプタ交換	3,500
ワイヤレスマイクマイクロホン交換	12,000
ワイヤレスマイクディスプレイ交換	12,000
ワイヤレスマイク部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	5,000
イヤモールド交換	9,000
コンセント交換	830
I.C回路交換	4,550
イヤホン交換	3,170
コード交換	680
トランジスター又はダイオード交換	2,050
抵抗交換	2,050
コンデンサ交換	2,050

		トランス交換	1,900
		オーディオシュー交換	5,000
人工 内耳		人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000
車		クッション交換	4,090
		クッション（ポリエチル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体綿物構造のもの）交換	10,000
		クッション（ゲルとウレタンフォームの組合せのもの）交換	19,080
		クッション（バルブを閉鎖するだけで空気量を調整するもの）交換	30,000
椅子		クッション（特殊な空気室構造のもの）交換	45,000
		フローテーションパッド交換	30,000
			三重構造とする場合は、1,300円増しとすること。
子		背クッション交換	10,000
		特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換	25,750
		クッションカバー（防水加工を施したもの）交換	7,460
		クッション滑り止め部品交換	1,920
		バックサポート交換	8,860
		延長バックサポート交換	10,190
		枕（オーダー）交換	10,330
		枕（レディメイド）交換	5,830
		バックサポートパイプ交換	3,830
		バックサポートパイプ取付部品交換	3,700
		張り調整式バックサポート交換	15,080
		高さ調整式バックサポート交換	12,080
		背折れ機構部品交換	7,180
		背座間角度調整部品交換	8,100
		アームサポート（肘当て部分）交換	4,620
		アームサポート（フレーム）交換	4,600
		高さ角度調整式アームサポート交換	9,010
		高さ調整式アームサポート（段階調整式）交換	3,310

角度調整式アームサポート交換	7,050			ハンドリム交換	5,240	
跳ね上げ式アームサポート交換	6,060			滑り止めハンドリム交換	8,740	
脱着式アームサポート交換	6,200			ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、 4,350円増しとすること。
アームサポート拡幅部品交換	3,610			キャスター（大）交換	8,000	
アームサポート延長部品交換	3,610			キャスター（小）交換	5,800	
レッグサポート交換	2,700			屋外用キャスター（エアー式等）交換	7,500	
脱着式レッグサポート交換	5,780			リーム交換	5,500	
拳上式レッグサポート（パッド形状）交換	7,900			車輪位置調整部品交換	16,120	
開閉拳上式レッグサポート（パッド形状）交換	10,290			大車輪脱着ハブ交換	5,000	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790			サイドガード交換	6,820	
フットサポート交換	3,780	前後調整の構造を有する場合 は4,160円増し、角度調整、 左右調整の各構造を有する場 合は、各1,500円増しとする こと。 枕は含めること。		タイヤ交換	4,270	
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	27,080			ノーパンクタイヤ交換	4,190	購入後に後付けする場合は、 1,740円増しとすること。
座布交換	8,750			チューブ交換	2,450	
座振り調整部品交換	10,000			シートベルト交換	4,300	
座奥行き調整（スライド式）部品交換	16,970			テーブル交換	10,900	
座板交換	6,800			スポークカバー交換	4,100	
座席昇降ハンドルユニット交換	15,800			塗装	17,900	1回当たりとすること。総塗 り替えの場合に限ること。
座席昇降チェーン交換	8,400			ハブ取付部品交換	6,100	
座席昇降メカニニット交換	22,100			キャスター取付部品交換	7,000	
フレーム（サイドベース）交換	10,700			ハブ用スプリング交換	16,000	
フレーム（サイド拡張）交換	8,500			ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
フレーム（サイド拡張）取付部品交換	3,200			泥よけ交換	6,050	
フレーム（折りたたみ）交換	22,180			転倒防止装置交換	3,750	
ブレーキ交換	9,100			転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	8,670	
キャリバーブレーキ交換	8,000			携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
フットブレーキ（介助者用）交換	7,970			酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
延長用ブレーキアーム交換	1,630			人工呼吸器搭載台交換	25,000	
リフレクタ（反射器一夜光材）交換	430	1回当たりとすること。		栄養パック取り付け用ガートル架交換	10,190	
リフレクタ（反射器一夜光反射板）交換	670			点滴ポール交換	10,430	
				シリンドー用レバー交換	2,500	
				メカロック交換	10,000	

	ティルト用ガスダンパー交換	15,000			電動ティルトハーネス交換	15,200	
	ワイヤー交換	1,800			モーター交換	28,500	
	ガスダンパー交換	15,000			モーター部品交換	7,200	
	幅止め交換	4,290	購入後に後付けする場合は、 750円増しとすること。	子	電動リクライニングモーター交換	17,000	
	高さ調整式手押しハンドル交換	7,840			電動リフトモーター交換	60,900	
	車載時固定用フック交換	3,000			電動リフトモーター部品交換	8,100	
	日よけ（雨よけ）部品交換	12,000			電動ティルトモーター交換	17,000	
	6輪構造部品交換	34,720			電動ティルトモーター部品交換	8,100	
	成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り 調整、座奥行き及び張り調 整、フットブレート前後調 整、車軸位置調整及び脱着ハ ブ、その他成長対応に必要な 構造を有すること。		ギヤーボックス交換	45,100	
	痰吸引器搭載台交換	25,000			ギヤーボックス部品交換	9,700	
電動車椅子	コントローラー交換	84,300			電動リクライニング装置交換	53,300	
	コントローラー部品交換	9,500			電動リクライニング装置部品交換	22,200	
	電動リフトコントローラー交換	40,600			電動ティルト装置交換	53,300	
	電動リフトコントローラー部品交換	10,200			電動ティルト装置部品交換	22,200	
	電動ティルトコントローラー交換	94,500			電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用を除く。）交換	17,400	
	電動ティルトコントローラー部品交換	10,200			電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用に限る。）交換	12,600	
	操作制御部交換	24,300			手動ブレーキ交換	12,200	
	操作制御部品交換	5,800			手動ブレーキ部品交換	7,200	
	電動リフト操作制御部交換	30,500			クラッチ交換	8,600	
	電動リフト操作制御部品交換	5,100			フレーム交換	38,300	
	電動ティルト制御部交換	30,500			フレーム部品交換	8,900	
	電動ティルト制御部品交換	5,100			シートフレーム交換	15,100	
	電動リフト自動停止制御部交換	15,200			シートフレーム部品交換	6,400	
	電動リフト自動停止制御部品交換	5,100			電動リフトシートフレーム交換	81,200	
	電動ティルト自動停止制御部品交換	15,200			電動リフトメインフレーム交換	101,500	
	電動ティルト自動停止制御部品交換	5,100			電動ティルトシートフレーム交換	81,200	
	ハーネス及びリレー交換	9,000			バックサポートパイプ交換	8,800	
	ハーネス及びリレー部品交換	3,400			延長バックサポート交換	9,300	枕は含めないこと。 レディメイドは50%とするこ と。
	電動リフトハーネス交換	15,200			枕（オーダー）交換	10,330	

跳ね上げ式アームサポート交換	6,280				簡易型ホイール部品交換	3,930	
アームサポート拡幅部品交換	3,610				簡易型右侧駆動装置交換	114,850	アシスト式は、21,900円増しすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
アームサポート延長部品交換	3,610				簡易型左侧駆動装置交換	84,850	アシスト式は、39,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
アームサポートパイプ交換	4,150				簡易型駆動装置部品交換	23,400	
アームサポートクッション交換	3,450				バッテリー交換	25,800	密閉型は、3,000円増しとすること。
サイドガード交換	5,000				バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
バックサポート交換	6,900				バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	54,000	
シート交換	9,290				バッテリー（リチウムイオン電池）交換	124,400	
フットサポート交換	11,500	前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。			バッテリー部品交換	2,300	
フットサポート部品交換	5,200				内蔵充電器交換	47,600	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790				外部充電器交換	20,000	簡易型は、5,000円増しとすること。
キャスター交換	9,600				充電器部品交換	11,800	
キャスター部品交換	3,900				オイル又はグリス交換	2,700	
フロントホイール交換	4,300				ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
リヤホイール交換	5,200				転倒防止装置交換	3,750	
タイヤ交換	8,100				転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740	
ノーパンクタイヤ（前輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、12,400円増しとすること。			クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換	18,000	
ノーパンクタイヤ（後輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、13,300円増しとすること。			フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換	11,200	
リヤシャフト交換	6,700				携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
電動リフトシャフト交換	50,800				酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
電動ティルトシャフト交換	58,000				人工呼吸器搭載台交換	25,000	
電動リフトチェーン交換	50,800				栄養パック取り付け用ガートル架交換	10,910	
電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400				点滴ポール交換	10,430	
簡易型電動装置交換	157,500	アシスト式は、55,000円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。			背座間角度調整部品交換	8,100	
簡易型ホイール交換	27,700	アシスト式は、6,000円増しとすること。			座奥行き調整（スライド式）部品交換	12,080	

電動スイングテンショントロールー式交換	213,000			
(以下パート)				
パワースイングテンアーム交換	68,250			
テン操作ボックス交換	15,250			
セレクター交換	88,000			
液晶モニター交換	52,000			
頭部スイッチ・取付金具交換	20,000			
手動スイングテンショントロールー式交換	35,000			
(以下パート)				
手動スイングテンアーム交換	19,750			
テン操作ボックス交換	15,250			
手動スイングアーム交換	10,000			
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）交換	20,000	購入後に後付けする場合は、 28,000円増しとすること。		
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）交換	30,000			
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）交換	30,000			
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）交換	50,000			
多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）交換	50,000			
多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）交換	40,000			
多様入力コントローラ（フォースセンサ）交換	88,000			
多様入力コントローラ（足用ボックス）交換	40,000			
簡易1入力式交換	90,000			
延長式スイッチ交換	1,000			
レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換	3,350	購入後に後付けする場合は、 1,650円増しとすること。		
レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ベンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換	3,860	購入後に後付けする場合は、 2,980円増しとすること。		
感度調整式ジョイスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、 5,000円増しとすること。		
ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する場合は、 500円増しとすること。		
前輪パワーステアリング部品交換	51,000			

	車載時固定用フック交換	3,000	1ヶ所当たりとすること。
	日よけ（雨よけ）部品交換	12,000	
	リフレクタ（反射器－夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
	リフレクタ（反射器－夜光反射材）交換	670	
	シートベルト交換	4,300	
	テーブル交換	10,900	
	成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り 調整、座奥行き及び張り調 整、フットプレート前後調 整、その他成長対応に必要な 構造を有すること。
	手動リクライニング装置交換	35,000	
	痰吸引器搭載台交換	26,000	
歩行器	キャスター（大）交換	7,400	
	キャスター（小）交換	3,700	
	腰掛交換	4,850	
	肘当交換	7,200	
	ブレーキ交換	14,200	
	グリップ交換	1,850	
	塗装	8,500	1回当たりとすること。総塗 り替えの場合に限ること。
歩行補助つえ	脇当交換	1,450	
	凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,000	
重度障害者用意思伝	本体修理	50,000	
	固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換	30,000	
	固定台（自立スタンド式）交換	50,820	
	入力装置固定具交換	30,000	
	呼び鈴交換	20,000	
	呼び鈴分岐装置交換	33,600	
	接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000	
	帶電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	触れる操作で信号入力が可能 なタッチセンサーコントロー

達 装 置	筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	ラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。
	光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
	呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	
	圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	40,000	
	空気圧式入力装置（スイッチ）交換	40,000	感度調整可能なセンサーを使用するものに限る。
	視線検出式入力装置（スイッチ）交換	180,000	
	遠隔制御装置交換	21,000	

(注)

- 1 價格は、原則として1枚（個）当たりとすること。
- 2 部品交換の価格は、1回当たりとすること。